

3 月 2 3 日 (第 4 号)

平成30年豊能町議会3月定例会議会議録目次

平成30年3月23日（第4号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	4
（常任委員会及び特別委員長報告・質疑・討論・採決）	……………	4
第2号議案	豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件	
第3号議案	豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件	
第4号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第5号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第6号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第7号議案	職員の管理職手当に関する条例改正の件	
第8号議案	豊能町手数料条例改正の件	
第9号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件	
第10号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	
第11号議案	豊能町国民健康保険税条例改正の件	
第12号議案	豊能町介護保険条例改正の件	
第13号議案	豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件	
第14号議案	豊能町営住宅条例改正の件	
第15号議案	豊能町都市公園条例改正の件	
第16号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件	
第17号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変	

	更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	
第 1 8 号議案	町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件	
第 1 9 号議案	平成 2 9 年度豊能町一般会計補正予算の件	
第 2 0 号議案	平成 2 9 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第 2 1 号議案	平成 2 9 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件	
第 2 3 号議案	平成 2 9 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件	
第 2 4 号議案	平成 3 0 年度豊能町一般会計予算の件	
第 2 5 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件	
第 2 6 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件	
第 2 7 号議案	平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件	
第 2 8 号議案	平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件	
第 2 9 号議案	平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件	
第 3 0 号議案	平成 3 0 年度豊能町水道事業会計予算の件	
町 長 あ い さ つ	2 2
散 会 の 宣 告	2 4

平成30年豊能町議会3月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 平成30年3月23日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	橋本 謙司	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	鴻野 芳樹
上下水道部長	板倉 廣幸	教 育 次 長	南 正好
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成30年3月23日（金）午後1時00分開議

- 日程第 1 第 2号議案 豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件
- 第 3号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 4号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 5号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 7号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 8号議案 豊能町手数料条例改正の件
- 第 9号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第11号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 第12号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第13号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第14号議案 豊能町営住宅条例改正の件
- 第15号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第16号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第17号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第18号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
- 第19号議案 平成29年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第20号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

- 第 2 1 号議案 平成 2 9 年度豊能町後期高齢者医療特別会計
補正予算の件
- 第 2 3 号議案 平成 2 9 年度豊能町下水道事業特別会計補正
予算の件
- 第 2 4 号議案 平成 3 0 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 2 5 号議案 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定予算の件
- 第 2 6 号議案 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診
療所施設勘定予算の件
- 第 2 7 号議案 平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計
予算の件
- 第 2 8 号議案 平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定予算の件
- 第 2 9 号議案 平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計予算
の件
- 第 3 0 号議案 平成 3 0 年度豊能町水道事業会計予算の件

開議 午後1時00分

○議長（橋本謙司君）

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第2号議案から第21号議案及び第23号議案から第30号議案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会、西岡義克委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（西岡義克君）

こんにちは。

それでは、御指名をいただきましたので、平成30年3月定例議会の総務建設水道常任委員会の報告をさせていただきます。

出席者は6名全員、寺脇副委員長、長澤委員、田中委員、中川委員、橋本委員そして西岡、6名であります。委員外の出席としては永谷副議長が出席されております。全員出席ということでございます。

第2号議案からまいりますけれども、案件が多岐にわたっておりますので提案説明は控えさせていただきます、皆様方委員の質疑と行政の答弁の報告にとどめてまいりたいと思います。

まず第2号議案、豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件であります。

まず、どのような場合を想定しているのかという質問に対しまして、保育士や幼稚園教諭を想定しています。また退職者の補充として、しておりますということでございました。

また、任期付職員の退職金はあるのかという質問に対しまして、短時間の場合はありませんということでございます。

また、任期付とか非常勤とのすみ分けはどうかという質問に対しまして、任期付は非常勤ではなく正職としての採用ですという答弁でございます。

5年経過後、正職として雇ってはどうかという質問に対しまして、正職として再度応募で手を挙げてもらうということでございますという答弁でございます。

また、民間ではそのようなことはあるが、任期を終えて正職で採用とならないのかという質問に対して、公平性の原則を求められているので、再度応募してもらうということで、それは難しいということでございます。

また、5年で切るのではなく継続して採用することを考慮してほしいという意見がありました。

また、任期付と再任用の違いはどうかということに対して、任期付は5年の任期ということであり、再任用は定年退職後の採用ということですのでという答弁でございました。

また、年齢制限はないのかという質問に対しては、職に応じて募集時に決めてまいりますという答弁でございました。

それと、一般職と給与体系は違うのかという質問に対して、一般職とは違う、給与法が違いますと。規則で職に応じて決めてまいりますという答弁でありました。

討論なし。採決、全員挙手で可決いたしました。

次に、第4号議案であります。これは豊能町附属機関に関する条例改正の件でございます。これはつまり公共施設再編成検討委員会の附属機関ということでございます。

質問といたしましては、委員会のメンバ

一をどのように選出するのかという質問に対しまして、自治会、商工会、福祉、人権等の団体の方から選出していただき、地域で活躍されている方や公募を視野に選定していきたいと考えておりますという答えでございました。

また、この委員会の設置は学校再配置や道の駅構想が決まってからなのかという質問に対しまして、学校再編成が先行し道の駅が決まったら空き施設や不要施設が決まりますので、それをもって施設の再編成をやってまいりますという答えでございました。

また、人員の15人の内訳はという質問に対しまして、関係団体からは1人ずつを、また学識は1ないし2名を考えていますという答えでございました。

また、地域の意見の反映はどうするのかという質問に対しまして、案をつくって検討委員会に諮り、議会の意見も伺い、それをもって住民の意見を聞いて、さらに検討委員会にかけていきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、大まかな構想はどこでつくるのかという質問に対しまして、まず行政でたたき台をつくって委員会からの意見を聞いて素案をつくりますという答弁でございました。

さらに、学校跡地のことはすぐには変わるのでないかと思うのでざっくりとでも説明時に提示できないのかという質問に対しまして、空き施設をどう利用するかは先に決めて説明するのは非常に難しいと思いますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、全員賛成で可決いたしました。

次に、第5号議案であります。豊能町附属機関に関する条例制定の件であります。これは道の駅設置準備委員会の件でござい

ます。

質疑といたしましては、委員の人数にはある程度の内訳はあるのかという質問に対して、農業の二つの団体があり、観光の二つの団体があります。そういった団体等から選出をお願いすると約20人程度になりますという答えでございました。

また、商いに長けている方はどうなのかという質問に対しまして、町長が認める委員を設けていますと。商工関係者には入ってもらいが、経験のある方に町の内外を問わずお願いしようと考えておりますという答えでございました。

また、マーケティングも必要と思うがそれに長けた方はいるのかという質問に対しまして、必要に応じて広く招聘していきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、道の駅、右近、志野の里とのリンクはどうなのかという質問に対しまして、3カ所は連携していくこととなります。情報発信施設を道の駅の中に考えており、連携という形で進めてまいります。基本的に道の駅の構造や配置といったものを検討していきたいと思っておりますという答弁でございました。

次に、議員の声を聞く場を設けてもらえるのかという質問に対しまして、議員と一緒に考えていきたいと思っておりますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、全員賛成で可決いたしました。

次に、7号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件であります。

質疑といたしましては、町長が言わなかったら改定しなかったのか。定期的に調べてなかったのかという質問に対しまして、平成15年から28年まで手当はカットしてきましたので見直す動きはなかった。し

かし近隣の動きを参考にして今後まいりたいという答弁でございました。

次に、会計管理者は課長級となっているが何なのかという質問に対して、平成19年度の改正時には別々にいたが、平成20年度以降出納室長と兼ねていたのが課長級としたということでございます。また今後ともそうなると思われるため、そういうふうになりましたという答弁でございました。

それに対して労働意欲はどうかという問いに対して、モチベーションの問題はないと思いますという答弁でございました。

また、町の負担を考えなかったのかという質問に対しまして、町長の考えはもっと高かったと。北摂の市ではもっと高いと。他の市町村の平均を見て判断いたしました。予算はかかるがモチベーションを高めるためにお願いしたいものでありますという答弁でございました。

また、全体から見て対象人数はどんなものなのかという質問に対しまして、全職員175人中57名、約32%でありますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、全員賛成で可決いたしました。

第8号議案、豊能町手数料条例改正の件であります。

質疑といたしましては、砂利採取計画の認可手数料は下がったが、これは人件費が下がったからなのかという質問に対して、上位法の改正に伴うものであり、1日80時間を想定して1日当たり4,460円から3,988円に変わったためでありますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、全員賛成で可決いたしました。

第14号議案、豊能町営住宅条例改正の件であります。

質疑といたしましては、全国の市町村で

も改正をされているのかという質問に対して、そうでありますという答弁でありました。

討論なし。採決いたしまして、全員賛成で可決いたしました。

続いて、第15号議案、豊能町都市公園条例改正の件であります。

質疑といたしましては、今の公園の利活用はどうかという質問に対して、夏祭りや子どもたちが遊んだりして利用していますということでありました。

また、国土交通省がモデル事業を出しているが検討してみてもどうかという質問に対して、国が出しているのは常時行っているもので、本町では常時するのでは難しいのではないかと考えておりますという答弁でございました。

今後利活用してはどうかという質問に対して、現行条例ではできません。また、地域的なお店は出せませんという答弁でございました。

次に、改正の趣旨は何なのかという質問に対しまして、公園の利用としてテニスコートやゲートボール場でのバリアフリー化で、そのための敷地が大きく必要となったため改正とするものでありますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして全員挙手で可決いたしました。

第16号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件であります。

これは質疑・討論なし。採決、全員賛成で可決いたしました。

次に、第17号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてであります。

この件に関して質疑として、能勢との会計統合はいつなのか、その効果が出るのは

という質問でありました。これは平成36年からを予定しています。また、その効果が出るのは平成40年ごろであろうという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、全員賛成で可決いたしました。

第18号議案、町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件についてであります。

質疑としては、番号は廃止してずれているのかという質問に対しまして、それは欠番となりますという答弁でございました。

討論なし。採決、全員挙手で可決いたしました。

第19号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件、これは関係部分のみでございます。

質問といたしまして、戸知山の繰越明許の原因は。また、工期はどうなるのかという質問に対しまして、年末年始に雪が多かったので工期がおくれたための繰越明許でありますという答弁でございました。

また、柳井組との協議する分なのかという質問に対しまして、履行されていないので損害賠償請求をしています。工事はそのまま進める予定でありますという答弁でございました。

また、クラウドの進捗状況はという質問に対しまして、予定どおり進んでおります。今回、モデル事業として採択されたものですという答弁でございました。

また、今回の助成金は特別についたということなのかという質問に対して、応募して採択されたものでありますという答弁でございました。

討論なし。採決、全員挙手で可決いたしました。

次に、第23号議案、平成29年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件であります。

質問としては、債務負担行為の減額は、ただ単に事業の確定なのか。中身についてお聞きいたしますという質問に対して、事業の内容について変更はありません。落札減による不用額の減額でありますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、挙手全員で可決いたしました。

以上で当委員会に付託された案件についての報告を終わります。

○議長（橋本謙司君）

ありがとうございました。

次に、福祉教育常任委員会、小寺正人委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（小寺正人君）

平成30年、豊能町議会3月定例会議、福祉教育常任委員会の報告をいたします。

平成30年3月9日金曜日、午前9時30分、開会いたしました。

平成30年豊能町議会3月定例会議付託案件合計10件ございました。

出席議員は委員長の小寺正人、副委員長の管野英美子、永谷幸弘委員、秋元美智子委員、高尾靖子委員、川上勲委員、委員外出席として橋本謙司議長でございます。欠席委員はなしでございます。

まず1番、第3号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件でございます。

まず、質疑のみを報告させていただきます。

居宅介護支援事業者の指定権限移譲されることによって豊能町での今後の変化はどのようになるのかという質問に対しまして、現在7カ所ある町内事業所の指定指導監査等を2市2町で設置している広域福祉課で行いますという答弁でございます。

指導、監査、勧告、命令、指定の取消、

効力停止といった事業がふえることから、2市2町の人員はふえることになるのかという質問に対しまして、現行、広域福祉課は指導、監査等の事業を既に行っており、平成30年4月からの人員変更はありませんという答弁でございます。

それから次、既に動いていたものが今回条例整備されたという認識でよいのかという質問に対しまして、現状は国が法律を出す前に府のほうで権限委譲を行っているという状況です。平成30年4月からの国の法律制定により条例を整備するものだという答弁でございます。

指導や勧告に従わない場合、ペナルティが課せられるのかという質問に対しまして、運営上、町内7カ所の事業所におきまして運営上ペナルティを課すような大きな問題は聞いていないという答弁でございます。

7カ所の事業所はそれぞれに資格者はいるのかという質問に対しまして、介護サービス計画の作成ができるケアマネジャーが配置されています。そういった基準を今回の条例は定めていますという答弁でございます。

事業所によっては人員削減等のサービス低下、医療の抑制があるようだが、豊能町では調査はされているのかという質問に対して、基準をもとに人員配置等の監査を行っている。その権限は府からの移譲によって広域福祉課が行ってきておりますという答弁です。

また、町独自の条例が何点か見受けられるが、何か考えがあつてのことかという質問に対しまして、広域福祉課に作成を依頼し、2市3町同文で提案している。町の思いは反映されていないという答弁でございます。

住民配布されている介護サービス事業一覧表には2市2町以外にも記載されていま

す。今回の条例制定はほかにも一緒にされ、同基準なのかという質問に対しまして、介護サービス事業所一覧表は毎年町が作成しているものです。他市についても記載しています。2市2町以外にも対象地域が広がるが、ケアプラン作成は町内近隣をお勧めするものだという答弁でございます。

他の市町を利用した場合の問題発生時、基準の作成はどのようなものですかという質問に対しまして、他市町ともに基準はほぼ同様であるという答弁でございます。

討論といたしまして、医療費抑制と受けとめ反対ですと。

採決は挙手多数により可決されました。

次に、第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件でございます。

質問といたしまして、深刻ないじめはあるのか、件数は幾らかという質問に対して、国の言う重大事態に当たるものはない。毎学期調査は行っています。昨年度の報告状況は小学校181件、うち175件は解消しています。中学校では24件、うち21件は解消されていますという答弁でございます。

次に、委員会の回数はという質問に対して、定例会は年1回開催される。各学校での事案に関しましては専門職、福祉、心理、弁護士を委員として個別相談、対策へと進めていますという答弁でございます。

次に、委員長がいないのは理由があるのかというのと、報告は誰が行うものなのかという質問に対しまして、5名それぞれ専門職であります。費用弁償は委員と委員長の差はない。ケースに応じてリーダーとなっていただく。事務局が記録をして教育委員会へ報告を行うという答弁でございます。

次に教育委員との関係はどうなっているのかという質問に対しまして、委員長は決めます。委員会の招集は、1回目は事務局

が招集します。以降委員長が招集しますと
いうことでございます。

教育委員会との関係につきましては、委員は学校関係、本町教育委員会とは無関係の方々であり、本町教育委員会とは関係はございませんという答弁でございます。

次に、対象は子どもだけなのか、教師も対象とはならないのかという質問に対しまして、機関名称が豊能町学校問題調査対策委員会となっている。いじめから端を発しさまざまな事例を想定していますという答弁でございます。

次に、第三委員会といったイメージでよいのか。事態発生後から動き出すのではなく、ひそんでいるものもということであれば動き出すタイミングの基準はどうかという質問に対しまして、学校問題調査対策委員会の法施行以前に町では既に豊能町いじめ調査委員会を設置している。学校もいじめ対策委員会が設置済みであったが、教育委員会だけ設置されていなかった。いじめ問題は初期対応が重要とこのことを踏まえて、豊能町学校問題調査対策委員会を教育委員会の附属機関として設置するものです。日ごろからの専門家の意見を聞くこともあり、重大事象が起こったときすぐに対応ができるように設置するものだという答弁でございます。

重大事項に至るまでの対策はどうかという質問に対して、学校からの報告は即時に行われ、専門家とともに会を設置いたしますとの答弁です。

発覚する前の情報収集が重要であるがという質問に対しまして、学校いじめ防止基本方針をもとに、町教育委員会が指導、対応、小学・中学校ともに90%近くが解決済みであるという答弁でございます。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

次に、第9号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件でございます。

条例のずれを修正したものです。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

次に、第10号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件でございます。

質問といたしまして、変更点はどのようなものかということでございます。運営協議会を豊能町にも設置するものです。都道府県と市町村両方に運営協議会があるということになりますとの答弁でございます。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

次に、第11号議案、豊能町国民健康保険税条例改正の件でございます。

運営協議会での説明は十分であったのか。運営協議会の審査決定に反対はなかったのかという質問に対しまして、委員によって資料の読み取りが明確ではなかったが、1人当たりの影響をできる限り減らすものである旨を説明し、委員の納得はいただけている結果であるとの答弁でございます。

運営協議会の裁決について、全員賛成が原則ではないのかという質問に対しまして、町の諮問機関、諮問答申を問うものであり、全員賛成を原則とするというものではないという答弁でございます。

今後において資料にある保険料の推移は明瞭であるのかという質問に対しまして、現在考え得る段階での数字になります。医療費の伸び率によっては変動もあり得ます。豊能町の医療費が関係するということではありません。被保険者の所得によって変わってくるものですとの答弁でございます。

国交付金1,700億円を減額を引き下げ使用に推し進めるべきであると。国庫補助

率をもとの45%に戻すよう求めてきたがどのようになっているかという質問に対しまして、平成30年度から財政的責任は町ではなく大阪府になりますとの答弁です。

豊能町の徴収率がよいことが反映されることはないのかという質問に対しまして、96.33%以上の部分については町使用可能分となります。1,500万円程度のインセンティブがあると予測されます。激変緩和、健康維持に使用していきたいとの答弁でございます。

討論といたしまして、府内統一は豊能町にとってメリットはない。平成36年度から値上がりは続くことになる。反対しますということでございました。

採決の結果、挙手多数で可決しました。

次に、第12号議案、豊能町介護保険条例改正の件でございます。

介護給付余剰金は幾らあるのか。積み上げられた認識はあるのかという質問に対しまして、余剰金は3億4,800万円あります。将来を想定した準備基金と認識していますという答弁でございました。

年間の積み上げ額という質問に対しまして、昨年からことしにかけては9,000万円ほど、6億円の積み立てを必要と想定している。65歳人口を1万人になると見込んでの想定です。

75歳以上の後期高齢者医療との兼ね合いはどうなっているのか。質問に対しまして、後期高齢者医療保険は過去4年間引き下げられています。他市町との比較して豊能町の介護保険の上げ幅は低いですと答弁でございます。

討論といたしまして、介護保険は制度の改悪が続く中、値上げされ続けることに納得できないので反対しますという討論でございます。

採決の結果、挙手多数で可決いたしました。

た。

第13号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件。

質疑なし。討論なし。採決、挙手多数で可決いたしました。

次に、第19号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございますが、質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

第20号議案、平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

質疑なし。討論なし。採決の結果、挙手多数で可決いたしました。

次に、第21号議案、平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件でございます。

質疑といたしまして、医療費の伸びについて詳細説明をしてくださいとの質問でございました。医療費の伸びではなく、支出ではなく、保険料徴収分が増額したことによって広域連合への納付額となったということであると答弁でございました。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

以上をもって福祉教育常任委員会は平成30年3月9日午前11時45分閉会いたしました。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

ありがとうございました。

次に、予算特別委員会、秋元美智子委員長。

○予算特別委員会委員長（秋元美智子君）

予算特別委員会の報告をさせていただきます。

予算特別委員会は去る3月12日午前9時30分に開会いたしました。

出席委員は長澤副委員長、菅野委員、小

寺委員、高尾委員、秋元の5名です。また、委員外として橋本議長、永谷副議長が出席されました。

当委員会に付託された七つの案件につきまして、順次、主な質疑内容を報告させていただきます。

第24号議案、一般会計予算の件です。

総務企画費の住まいの相談窓口では、他の不動産屋とどう違うのか、これからどのように進めていくのかとの質問に、答弁は、空き家をどう流通させるか、住まいの窓口を中心に連携し集約化していきたいとのこと。なお、助成金は30年、31年まで、以後住まいの窓口には独立してもらうことになっております。

総務費、企画費のときわ台駅にエレベーターの設置するバリアフリー化整備事業費、8,993万2,000円では、かなり費用が高いと思うがなぜかとの質問が多数出ました。これに対し答弁は、通常業務を続けながらの工事で、なおかつ夜間工事を行うと聞いている。我々も高いと思っており、町の基準に照らし合わせて精査し、適正な補助額にしたいと思えます。また、バリアフリー化は特別交付税の対象になっており、能勢電車は改札口の整備を初めランニング費用を負担するとのこと。です。

民生費、社会福祉費の永寿荘の工事請負費は冷暖房の改修を行うもので、お風呂の改修費は含まれておりません。また、豊寿荘は冷暖房の設計費のみとなっております。

同じく民生費、社会費、子どもの医療助成金は、昨年度までの実績及び対象児童が1割ほど減ったことから減額となっております。

衛生費、保健費の、子育て世代包括支援センターは新たに保健センター内に子ども保健室を開設するもので、すきっぷとの違いについて質問がありました。答弁は、母

子保健型の支援事業として専門職を配置する、でした。また、すきっぷでは基本型の子育てサロンの活動を引き続き行うことから、子育て世代包括支援センターを二つに分けて行うのかとの質問があり、答弁では、1年かけて一体化での運営方法を検討してきたが同じ建屋の中でできないことから連携方式をとることにした。すきっぷ、子ども保健室、どちらに相談に行っても対応できるよう連携をとっていきますとのこと。でした。

教育費、小学校費、並びに中学校費の中で、ICT機器の環境整備費について、タブレットは生徒1人1台なのか、指導者の確保はできているのか、プログラミングの教育をするのか、ICT教育の充実はどのようになっているのかなど多数の質問がありました。答弁は、今回の予算はハードのみで教師が使用するタブレットです。生徒につきましては既にグループで使用する分を配備しており、大型テレビで対応している。指導員も入っておりICT関連会社も活用しています。教科書自体デジタル化されたものもあり、副読本など画像で見るなど、教員も積極的に活用しているとのこと。でした。

ユーベルホールにつきましては、式典などもありできるだけ経費をかけずに運営していきたい。今後については公共施設再編の中で考えていきたいとの答弁でございました。

討論。マイナンバー制度を推進していることと、小中一貫教育については地域やPTAへの説明が不十分であること、人権相談は人権擁護委員に移行し窓口を変える必要があることから反対するとのこと。です。

採決は挙手多数で可決いたしました。

第25号議案、国民健康保険特別会計事業勘定予算の件。

国民健康保険は平成30年度から大阪府が運営します。これについて特定健診は無料になるのかとの質問に、答弁は、特定健診の個人負担はゼロになると思われますとのことでした。

討論。保険料が上げられ滞納がふえてくる。保険証の取り上げや町独自の減免制度が行えないところに危機感がある。保障制度の確立を要望し反対しますとのことでした。

挙手多数で可決しました。

第26号議案、国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件。

業務委託料のうち82万6,000円は、新たに内科勘定無料送迎を導入するために計上されたもので、シルバー人材センターに週4日、9時から11時半、1時間当たり920円で委託するもので、ちなみに現在、帰りのバスの発車時間までに薬が間に合わない場合、後から診療所の職員が自宅まで薬を届けにいくことが多々あり、朝一番に無料送迎バスの受付をし、3人乗り合いで効率よく対応していきたいとの答弁でした。

また、利用できるのは東地域の患者だけかという質問に、現在、西地区からの内科患者はおりませんが、今後西地区からの要望があれば検討していくとのことでした。

討論なし。挙手全員で可決しました。

第27号議案、後期高齢者医療特別会計予算の件。

75歳以上の方の人数と特別徴収と普通徴収の割合について質問がありました。75歳以上の方は昨年10月8,440人、その1年前の平成28年10月の8,217人から200人ほどふえております。うち、年金から徴収される特別徴収の方が71.5%で、普通徴収は年金から落とすには落ちないほど多く支払っていただく方が大半

で、全体の28.5%になっておりますとのことです。

討論は、高齢者を差別している制度で、6段階の料金制度で際限なく保険料は高くなっていく。高齢者に負担を求めていくことから反対とのことです。

挙手多数で可決いたしました。

第28号議案、介護保険特別会計事業勘定予算の件。

介護保険は3年ごとに事業の運営に係る費用などを推計し、保険料の見直しを行っています。平成30年度から32年度はその第7期に当たり、保険料は府下低いほうから4番目となっています。

討論。3年ごとの見直しのたびに保険料が上がり、安心した生活ができず、負担ばかり強いられることから反対するとのことです。

挙手多数で可決いたしました。

第29号議案、下水道事業特別会計予算の件。

歳入について、大阪府からの支出金はないのかとの質問がありました。答弁は、大阪府からはありません。国庫補助金は授業に対するものしかないとのことです。

債務負担行為のストックマネジメント事業7,300万円は、下水道の台帳電子化に3,000万円、調査・計画・修繕などの事業化計画策定4,300万円となっております。

討論なし。挙手全員で可決しました。

第30号議案、水道事業会計予算の件。

現金は29年度分か。来年ふえるのかとの質問があり、答弁は、29年度分であり、来年は黒字になりふえますとのことでした。

討論は、行政の公共経営の失敗が招いている。入れなければならぬ資本を入れなため値上げが行われているので反対する。また、値上げを抑制して企業団に入ることができたのではないかと思われることから

反対すると、2名から反対討論がございました。

採決は可否同数のため、委員長採決により可決いたしました。

以上をもって当予算特別委員会は3月12日1日と閉会となりました。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

ありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願いを申し上げます。

まず初めに、第2号議案から第21号議案及び第23号議案までの21件に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

次に、第24号議案から第30号議案までの7件に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、第2号議案から第21号議案及び第23号議案から第30号議案に対する討論を行います。

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

大阪維新の会、寺脇直子、第30号議案に反対討論を行います。

水は生活に欠かせない基盤であり、安全・安心な水を安定的かつ低廉に供給し続けるために大阪広域水道企業団に統合することは十分メリットもあり賛成です。ただ、値上げについては住民には簡単に理解でき

ないものと思われます。12月議会で累積欠損金、累積赤字を抑制することが水道料金値上げの理由になっています。監査委員が平成28年度水道事業会計決算審査意見書の中で、経営分析の中で、営業収支比率が低い主な要因は平成18年度の簡易水道統合に伴う恒常的で多額の減価償却費と、人口減少による給水収益の減少であると断じています。平成18年度に水道事業会計に簡易水道特別会計を統合したことが水道事業会計の赤字体質の大きな要因の一つとなっています。簡易水道事業を大阪府営水道に転換したときに多額の投資12億円を投入したにもかかわらず、簡易水道時代と比べて水道料金収入は変わりません。資本注入をせずに投資額を借金で賄ったならば会計は急速に悪化するの自明の理であります。簡易水道の統合は政策的な判断で行ったというのであれば、公営企業経営、公共経営上の責任も考える必要があります。一方的に水道料金を値上げをして大阪で一番高い水道料金を住民に押しつけるだけでは決して責任ある公共経営とは言えません。一般会計から資本注入することは公共経営の責任を果たす一つの方法であります。一般会計からの繰入、資本注入を前倒しで行うべきと考えます。また、減資することも公共経営の責任を明確にする一つの方法です。減資には議会の議決が必要ですが、減資は株主の責任、つまり公共経営の責任を明確に示すこととなり、累積欠損金を減少させるためにも有効であります。減資をすれば現金や資産が全くなくなるというようなことは一切ないので心配は不要であります。キャッシュフロー計算書の業務活動キャッシュフローはプラス、投資活動キャッシュフローマイナス、財務活動キャッシュフローマイナスは健全経営と言われているところから、企業会計は管理会計でもあり、

少し工夫すれば値上げをする必要はなかったと考えます。値上げは最後の最後にとる手段であったと考えます。よって今回の第30号議案には反対します。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

ないようでしたら、反対討論あればお願いします。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

3月定例会に提案されました議案について反対の討論をいたします。

まず町政運営方針ではさまざまな取り組みを計画されており納得できる部分もあります。住民本位のまちづくりが求められていると思います。

提案議案は社会保障の抑制、保険料、水道料金等値上げが重なり、住民負担が重くのしかかるものとなっております。順次述べさせていただきます。

第3号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は、国は介護保険を都道府県化して問題がある。市町村への丸投げによる要支援者の訪問介護、通所介護、デイサービスの削減、打ち切りなどがある。要支援者は必要なサービスを利用できているのか。安定的経営と担い手の処遇が保証される報酬が支払われているのか。実態の把握が問題になっている。

第4号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件は、国の公共施設等総合管理計画で学校を含む公共施設の統廃合を促すものである。施設の廃止が住民サービスにど

のような影響を及ぼすのか。住民要求はどのようなかが、具体的な対応が求められます。

第11号議案、国民健康保険税条例改正の件。国民健康保険都道府県化から示された市町村納付金と標準保険料率は既に国と都道府県による激変緩和がなされています。それでも、なお現行の保険税よりも高くなっています。所得金額100万円、150万円、200万円、250万円の現役の40歳代夫婦と未成年の子ども2人の2世帯、また65歳以上74歳以下で年金生活の高齢者夫婦のみの世帯、そして40歳母と未成年の子ども2人の世界は現行よりも保険税が上がるひどい制度です。払える保険税、暮らしを破壊しない保険税にすべきです。条例減免制度拡充すべき問題があります。

第12号議案、介護保険条例改正の件は、昨年の介護保険法の改悪によって8月から2割負担者のうち現役並みの所得の利用者が3割負担に引き上がること。3年前の改悪で2割負担を導入したばかりであります。

第13号議案、後期高齢者医療に関する条例改正の件は、後期高齢者医療は75歳という年齢で差別医療です。差別する医療です。存続すればするほど高齢者を苦しめる制度です。負担と給付抑制ではなく制度を廃止させ、若者も高齢者も安心できる医療制度の構築こそ必要であり、これを国に求めていくことです。

第20号議案、平成29年度国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。国保の府内統一化によるシステム改修補正が入っています。

次に、第24号議案、平成30年度豊能町一般会計予算について。マイナンバーカードの普及は全国で2016年の発行開始から2018年1月までで1,334万枚と人口の1割です。本町では13%、これまで全国でトラブルが出て国は2016年度

補正が94億円、2017年度補正は100億円を計上し、全国市町村の住民基本台帳システム改修を進めてきた。新聞報道で再び年金機構が個人情報流出する問題を起こし、機構の個人情報の管理の甘さが漏えいを拡大している。税と社会保障の個人情報を国が一括管理する危うさが一層増していること。国はこの3月からの本人や配偶者の年間所得を扱う予定の機構と自治体とのマイナンバーによる情報連携を延期していますが、個人情報が海外へも流出する危険なマイナンバー制度は問題があります。

大阪府の人権啓発人材養成事業分担金ふれあい文化センターの人権相談事業補助金はやめ、相談は人権擁護委員へ移行すべきです。

小中一貫校の整備に予算計上していますが、学校の統廃合はまずPTA保護者や地域住民への説明と理解が先です。東地区に地域に学校がなくなれば地域が疲弊します。地域で育て地域で育つ人を大切にできる環境に意味があります。誰のためにするのか、児童生徒のふるさとと言える学校の統廃合は丁寧な説明が求められます。

第25号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件。4月から国民健康保険府内統一されます。統一による住民への影響は平成29年度で豊能町国民健康保険税は年間平均保険税が13万7,484円から平成30年度は15万1,805円に1万4,321円値上がります。府の保険税激変緩和で平成30年度は14万1,740円となりますが、それでも4,256円負担増になります。統一化されても町は賦課徴収の権限を有しています。町独自の減免制度や一般会計からの法定外繰入を行うこと、国庫補助負担金をふやすよう地方から国に求めることです。

第27号議案、平成30年度豊能町後期

高齢者医療特別会計予算について。75歳以上という年齢で差別医療を押しつけ、2年に一度の保険料見直しで高い保険料を課す後期高齢者医療制度は廃止を求めます。高齢者の負担を招かないように国に求めることです。

第28号議案、平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件。3年ごとの介護保険法見直しで改悪と値上げで住民負担が増えています。2割負担者のうち現役並みの所得の利用者が3割負担になる。3年前の改悪で2割負担を導入したばかりです。保険法改悪による平成29年の総合事業で一部保険給付から外された方がふえ、予算は当初4,813万円の約4分の1に当たる1,075万円増額補正となる事態です。第7期介護保険は基金3億5,000万円、約3億5,000万円の活用をして値上げを抑制すべきです。

第30号議案、平成30年度豊能町水道会計予算の件。4月から水道料金18.17%引き上げられます。社会保障の改悪に続くライフラインの水道料金の負担が重くのしかかっています。人口減少は水道事業の問題ではなく町全体としての取り組みの問題です。済んだことですがタウンミーティングでは水道問題は出てきませんでした。広域化による水道料金値上げで、府下2位の高い水道料金になるならば住民説明会で意見を十分に聞くこと。説明会はかないませんでしたが大阪広域水道企業団加入前に町の責務として法定外繰入で抑制すべきだったのではないのでしょうか。当初は千早赤阪村のように企業団加入前に村から繰入で住民負担の抑制をする計画と聞いていました。

よって、提案議案の3号、4号、10号、11号、12号、13号、20号、24号、25号、27号、28号、30号議案に反

対し、他の議案は賛成といたします
以上です。

(発言する者あり)

○10番(高尾靖子君)

10号言いました。

○議長(橋本謙司君)

最後言ったけど、討論の中には10号入
ってなかったけど、大丈夫。

(発言する者あり)

○議長(橋本謙司君)

ほか、討論ありませんか。

田中龍一議員。

○2番(田中龍一君)

2番・田中龍一でございます。

24号議案、26号議案について討論い
たします。

まず24号議案、平成30年度豊能町一
般会計予算について反対の立場で討論させ
ていただきます。

豊能町の平成30年度の予算は、町税が
昨年度より約5,100万円も減少している
にもかかわらず、約1億円多い60億7,5
00万円の予算が組まれています。税収を
ふやすような予算であれば少々予算が増加
することもやむを得ないと思いますけれど
も、税収をふやすような目玉施策と言える
ものは見当たらない上に、歳出を減らす努
力もされていないように見えました。今回
税収をふやそうと道の駅の実施設設計の予算
が上がっておりますけれども、内容を聞いて
おりますと、場所はファミリーマート、
ローソン、コンビニの間の土地というこ
とで場所の選定自体が疑問である中、この道
の駅に集客するための戦略を聞きますと豊
能町の新鮮な野菜で集客するとの話でした
けれども、このキーとなる野菜の供給は、
今、土曜・日曜に営業している志野の里に
来られている全てのお客様に満足いただけ
る量の野菜を今現在供給できない状況であ

ると思っております。新たな道の駅の野菜
の需要を満たすだけの供給能力は残念なが
らなさそうでございます、さらに将来を
考えた場合、農家で働いている方の高齢化
が進み、毎年野菜の供給量も減ることは予
想されます。現在、耕作放棄地対策もまま
ならない状況であり、この状況で道の駅の
条件である24時間無料で利用できる駐車
場やトイレの事業費用、維持費、これを捻
出することすら困難と思われ、収益を上げ
るどころか経常的に赤字を出す施設となる
可能性が高いと思われま。

また一方、歳出を減らす施策については
前回12月の一般質問でも幾つか提案させ
ていただいたが、積極的な回答がございま
せんでした。具体的には国保診療所の開業
医の公募です。これができれば一般会計か
ら豊能町国民健康保険特別会計への繰り出
しは大幅に削減できる可能性があるのに、
その実施については検討されていない状況
です。ほかに財政難の町である豊能町にと
って地方創生事業に対し企業が寄附を行う
企業団ふるさと納税を積極的に活用し、支
出を抑えながら地方創生すべきであると提
案いたしましたけれども、予算には盛り込
まれておりません。

また、住民の健康寿命を延ばし結果的に
歳出を減らすことができる、毎月25日に
歩くウエルネス・ウォーキングに対する予
算は今年度からなくなっております。さら
に豊能町にとって最も大切な住民の命を守
る施策として災害情報を伝える手段である
防災行政無線の放送が屋内でも聞ける、聞
こえる戸別受信機の設置について、町は土
砂災害の危険性の高い区域に居住する世帯
に対して個別に知らせることも考えられて
いないということでございました。

したがって、歳出の削減を図らず住
民の命を守る施策も十分ない中で、税収が5,

100万円減少しているのに1億円も増額している平成30年度予算について反対いたします。

次に第26号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算について、反対の立場で討論させていただきます。

現在、国保診療所は余野地区にある、西は北大阪医療生協などから派遣してもらい、内科の診療は月水金の午前中のみであります。東地区は西地区に比べ医院が少なく、診療所は重要な医療機関であるのに、このような状況では東地区の医療が心配であります。そこで診療所の建物を活用して開業医を公募することはできないかと質問いたしましたけれども、開業医の公募については優先順位が下のほうであり、一つの提案としてお聞きしていきますという消極的な答弁でございました。まずは国保診療所で医師を公募するなりして1人のお医者さんが常駐できる体制を確立して、東地区の医療体制を充実させるべきであると思っております。これについて現在検討されていないことや現在の内科の診療時間が月水金の午前中と限られているので、この診療時間に比べて患者数が多く、現在でも診察が午前中で終わらないことがある、こういった状況であるにもかかわらず、逆に患者の人数をふやすこととなる利用者の送迎を実施するという矛盾する予算を組まれております。これらの理由から、平成30年度の予算について反対いたします。

(発言する者あり)

○議長(橋本謙司君)

静粛にお願いします。

ほか、ありませんか。

(発言する者あり)

○議長(橋本謙司君)

先ほど、高尾議員の討論の中で第10号

も反対とおっしゃってましたけども、それについては誤りということで議事録から削除をお願いしたいと思います。よろしいですか。そのようにさせていただきます。

ほか、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第2号議案、豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第3号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第4号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第5号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第7号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第8号議案、豊能町手数料条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第9号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第10号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第11号議案、豊能町国民健康保険税条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第12号議案、豊能町介護保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:1)

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第13号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第14号議案、豊能町営住宅条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第15号議案、豊能町都市公園条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第16号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第17号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第18号議案、町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第19号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第20号議案、平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 10 : 1)

○議長 (橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第21号議案、平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第23号議案、平成29年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第24号議案、平成30年度豊能町一般会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 9 : 2)

○議長 (橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第25号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件に対す

る委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 10 : 1)

○議長 (橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第26号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 10 : 1)

○議長 (橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第27号議案、平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 10 : 1)

○議長 (橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第28号議案、平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 10 : 1)

○議長 (橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第29号議案、平成30年度豊能町下水

道事業特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第30号議案、平成30年度豊能町水道事業会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立7:4)

○議長(橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上、予算特別委員会に付託した平成30年度各会計当初予算は委員長報告のとおり全て可決されました。

よって、予算特別委員会は終了いたします。

以上で、本定例会議に付された事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議は、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に、ここにおられる部長級のお二方が本年度末で退職をされることになって

お二人から退職に当たり御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

今中会計管理者。

○会計管理者(今中泰行君)

皆さん、改めましてこんにちは。

私事ながらこのような場で発言する機会をいただきましてどうもありがとうございます。

私は昭和56年4月に豊能町に奉職させていただきまして37年お勤めをさせていただきました。その間、奉職当初はまだ希望ヶ丘の開発中、それから新光風台もまだ山のときに奉職をさせていただいたんですけども、以後十数年、人口急増期は、1年たつたらもう知らぬ間に業務の量がふえてるところで、忙しいながらも各施設充実されてる時期でもありましたので、なかなか充実した日々を過ごさせていただいたと思っております。

また、事務の関係もコンピューター等ICTを利用した事務の進化というのも著しく、入庁当時と比べると大きく変化しているものも見させていただきました。

ただ、厄年を経たあたりから大きな病気をいたしまして、2度療養休暇をとらせていただきました。最後の平成26年12月には、本会議また委員会等欠席させていただきました。皆様には大変御迷惑をおかけしたことと思いますが、何とか定年を迎えることができましたことお礼申し上げます。

今後もまた皆様の御健勝、それからますますの御活躍、豊能町のさらなる発展をお祈りいたしまして、まことに簡単ではございますけども退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(橋本謙司君)

次に、鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

建設環境部の鴻野でございます。

議長からお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。

本日こうしてここに立っていることができるのも多くの人のお力添えがあったたまものであるというように思っています。本当にありがとうございます。

さて、私が豊能町役場に奉職しましたのは昭和60年でございます。最初の職場は水道事業所でございます。私は土木の技術職なんですけれども、これを選びましたのは地図に残る仕事に携わりたいと、こういったことから選んだんですけれども、水道は地下埋設物、これがほとんどであると思っておったんですけれども、最初は水道ということに少々へこんだんですが、これが実際に仕事をしていきますと奥の深い仕事であるということが身にしみてわかりました。専門以外の水質とか、それから電気、それから機械設備、こういったもの、大きな役所では専門の方がいらっしゃるんですけども、豊能町というところでは専門の方がいらっしゃいませんで業者にお願いをするということがほとんどでございました。ところが水道というのは待たなしのときが非常に多くて、職員みずから故障の対応をしたり、目に見えない水質、こういったものも理解する必要があったと。学生るときよりもめっちゃくちゃ勉強したなというのを記憶しております。

それから建設課と水道事業所を行き来しまして現職を拝命させていただいたのが去年の4月からでございます。議場に入ることも許されまして答弁もさせていただいております。誠意を持った答弁をしてきたつもりでございますけれども、何分ふなれなためにお伝えしなければならないことを十分にできていたか自分でも反省をするこ

としきりでございます。

今月末で役場の職を離れることになりまして、今後は牧という地域に戻りまして、地域のための活動を行ったり、今までにできなかったこと、こういったことをしながら、陰から、微力ではございますけれども、町の活性化のために一助になればというふうに思っています。

最後になりますけれども皆様方にはいろいろお世話になりました。くれぐれもお体には気をつけていただきながら、これからの町の発展のために御活躍いただくことをお願いしまして、簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

（拍手）

○議長（橋本謙司君）

お二人には本当にお世話になりました。ありがとうございます。これからはぜひとも頑張ってくださいなというふうに思います。

それでは、本定例会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、改めましてこんにちは。

平成30年、豊能町議会3月定例会議閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会議ということで、皆さん方に本当に多くの議案を提案をさせていただきましたにもかかわらず慎重に御審議をいただき御決定いただきましたことに対しまして、この場をおかりして心から厚くお礼を申し上げます。

先ほどから2名、部長級が退職をすることによって御挨拶をさせていただきました。もうちょっと議員の皆さんにいじめられたとか、こうやったかなというお話をして

くれるかなと思ってたんですけども、非常に真面目なお話で終わった、お話をさせていただいたかなというふうに思っております。それほど私どもの職員の皆さんは真面目であるということをお認識をいただきたいというふうに思っております。まず、閉会に当たりまして、私、今回町政運営方針、2回目でございますけれども、運営方針を皆さん方に3月定例会議で朗読をさせていただきました。私がしたんじゃないに副町長がしてくれたんですけども。声が出なくてまことに迷惑かけたということにつきましてはそのように思っております。

その中で多くの議案を提案をさせていただきました。今回、豊能町がどうあるべき姿にならなくてはいけないかという思いがございまして、多くの議案を提案をさせていただいたということでございます。その中には入が少なく出が多いやないかという反対討論もございました。しかしながらいずれはやらなくてはならない事業であるというふうに私は思っております。まず第一に学校の再編問題、これも先ほどからいろいろと、もう再編やってるんじゃないかというような反対討論もございましたけれども、今これからスタートでございます。議員の皆さんに御説明を申し上げ、またそれぞれ町民の皆さんに御説明を申し上げて、そしてどうあるべきかという姿をこれからつくっていくということでございます。そのために皆さん方に今後とも御努力をいただきたい。また御支援をいただきたいというふうに思っております。まず私といたしましてはなぜこの教育大綱を筆頭に、これをスタートに出したかと申し上げますと、まず行財政改革という流れがございまして、行財政改革の流れ前に、教育というのはその中に入れてはだめだという私の信念がございまして、この教育の再編につきま

してはその行財政から外して、子どもたちの将来のために頑張っていかななくてはならないという私の信念でございますので、どうか一つその点につきましては今後議員の皆さん方にも御議論をいただきたいというふうに思っております。これからでございますのでどうかその点につきましては誤解のないようお願いをしたい。これは道の駅と並行していきますけれども、道の駅事業につきましてもそうでございます。これには補助金がございまして、補助金を当てにした事業をやるためにはやはり並行してやらなくてはならないということでございます。この問題につきましても、きょう皆さん方にお配りをさせていただきました、来月の6日にそういう流れの中で我々も一つ勉強していろいろな流れをつくっていきましょう。場所についても提案をさせていただかなくては皆さん御議論ができないということでございますので、その辺につきましてもどうか一つ御理解をいただきたいというふうに思っております。

その後には豊能町の公共施設等いろいろな問題がございまして。その中で何とか総合計画を立てていきたい、その中には学校の跡地利用の問題もございまして。庁舎の問題もございまして。いろいろな問題がこれから浮上してくるというふうに思います。30年、この年にこの学校再編が決まればそれから後できちっとしたものをつくっていききたいという私の思いがございまして、どうか一つその辺は御理解をいただいて今後の議論をしていただきたい。まず学校の再編について地域の皆さんに、議員の皆さんも、どうだろう、どこがいいだろうとか、あるいはどうしたらいいだろうとかいうようなことをお聞きいただき、そしてこの中で議論をしていただきたいというふうに思っております。道の駅についてもそうござい

ます。場所を決定したわけではございません。我々としてはいいのではないかというので提案をさせていただいておりますので、どうかその辺につきましても御理解をいただきたいというふうに思っております。

終わりにになりましたけれども、非常にこれから先また暖かくなってまいりますけれども、道の駅につきましても百姓の皆さんにどれだけのものをつくっていただけるかということも問題があるかというふうに思います。どうか一つ皆さん方もその気持ちになって、理事者側の気持ちになって、どうか一つ、お百姓しておられる皆さんあるいは家庭菜園をしておられる皆さんにもこういう形で事業をやろうという、豊能町が前向きな姿勢で考えてるんだという意味合いの中から御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます、このように思います。

最後になりましたけれども、議員の皆さんどうか一つお体に十分気をつけていただきまして、私が申し上げたことにつきまして御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（橋本謙司君）

これをもって、平成30年豊能町議会3月定例会議を閉じます。

これで散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時25分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 2 号議案 豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件
- 第 3 号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 7 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町手数料条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 第 12 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町営住宅条例改正の件
- 第 15 号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第 16 号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第 17 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第 18 号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
- 第 19 号議案 平成 29 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 20 号議案 平成 29 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 21 号議案 平成 29 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 23 号議案 平成 29 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 24 号議案 平成 30 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 25 号議案 平成 30 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件

- 第 26 号議案 平成 30 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定
予算の件
- 第 27 号議案 平成 30 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 28 号議案 平成 30 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 29 号議案 平成 30 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第 30 号議案 平成 30 年度豊能町水道事業会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 8番

同 9番